

塩尻市消費生活センターだより

令和8年9月発行

全国的に被害が多い相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

クーリングオフ・・・どんな制度？ 契約が最初からなかったことになります。

契約をした後でよく考えてみて「やっぱりやめたい」と思ったとき・・・

クーリングオフは契約が最初からなかったことになり、支払った代金は返金され、違約金等も請求されません。商品を受け取っている場合は事業者が送料を負担して引き取ってもらえます。クーリングオフできるのは、突然の予期せぬ状況で勧誘を受けた場合など、特定商取引法に規定する以下の契約です。

- ① 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む）
- ② 電話勧誘販売（電話がかかってきて契約した、電話をかけさせられて契約した）
- ③ 特定継続的役務提供（エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、美容医療など）
- ④ 訪問購入（貴金属・着物などの買取）
- ⑤ 連鎖販売取引（マルチ商法など）
- ⑥ 業務提供誘因販売取引（内職商法、モニター商法）

※クーリングオフできるのは、契約日を含めて①～④は8日間、⑤⑥は20日間です。

※訪問販売で総額3,000円未満の現金取引など、一部に対象とならないものがあります。

※通信販売は（購入者が広告などを見て自分から購入しているため）クーリングオフは適用できません。

クーリングオフの方法は・・・

- ◎契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に契約解除の意思を書面で通知します。（右は販売会社あてのハガキの例です）
- ◎クレジットを組んでいる場合には信販会社にも同様に通知しましょう。
- ◎必ず特定記録郵便等で、発信した記録と書面のコピーを残しましょう。
- ◎クーリングオフが完了したら、書類を5年間保管しましょう。

〒000-0000

（販売会社住所）
東京都〇〇区〇〇
1-2-3
（販売会社名）
〇〇商会株式会社
代表者様

特定記録

契約解除通知書

契約日 令和〇年〇月〇日
商品・役務名 △△△10個
契約金額 200,000円
販売会社名 □□商会株式会社

上記の契約を解除します。速やかに支払い済みの200,000円を返金し、商品を引き取ってください。

令和×年×月×日
契約者住所 長野県塩尻市・・・
氏名 塩尻 太郎

通信販売についてのご注意

通信販売などクーリングオフの対象とならない契約を取り消す場合は、それぞれの事業者が広告等に公表した返品特約が基準となります。返品特約の表示がない場合は、商品等を受け取った日から8日間は契約の解除ができます。その場合の返品送料は購入者の負担となります。スマホからの購入の場合は規約等を特によく読み、最終確認画面のスクリーンショットを残しましょう。

その他のご注意

生命・損害保険、宅地建物取引、預託等取引などには他の法律で規定されているクーリングオフの制度があります。

クーリングオフは法令等により細部にわたって規定されており、適用できるかどうかは個々のケースによって異なります。

クーリングオフは消費者を保護する制度です。会社の備品購入や商品仕入など、事業のために行った契約には適用されません。



「消費者庁イラスト集」より

トラブルが起きてしまったら一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～16:30

※7月1日から受付時間を変更しました（11月30日まで試行期間）

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます